

日本セーフティー株式会社（以下、「当社」）は、当社と保証契約（プラス1・パートナー）を締結された賃貸人様に対し、下記の見舞金制度※を実施しております。

なお、下記条文における「本契約」及び「本物件」は、保証契約書約款と同一のものとし、それぞれ「日本セーフティー賃貸保証サービス契約」及び、保証対象となる物件を指します。

※見舞金制度は、取扱店様との取り決めによっては適用されません。また北海道地域および入居支援特別プランは適用対象外です。

見舞金制度

第1条（見舞金支払規定）

①保証会社は次の各号に定めるところにより、賃貸人に対し、各見舞金を支払う。ただし、2号及び3号に基づき保証会社が賃貸人に対して支払う空室見舞金と火災見舞金の額は合算して10万円とする。

1.（早期解約見舞金）本契約保証期間中に借借人が転勤・入院・介護によりやむを得ず原契約期間の開始月を含め3ヶ月以内に退去した場合において、保証会社は賃貸人に対し10万円を限度として月額保証対象額の1ヵ月分の金銭を支払う。

2.（空室見舞金）借借人が本契約保証期間中に本物件専有部分又は専用使用部分（以下「専有部分等」）にて死亡したために本物件が空室となった場合、保証会社は賃貸人に対し金10万円を支払う。

3.（火災見舞金）本契約保証期間中に本物件内で発生した火災に起因して本物件不動産が損害を被った場合に、保証会社は賃貸人に対し金10万円を支払う。ただし、消防署の罹災証明が発行された火災に限る。

②賃貸人は前項各号の支払を受けるためには、当該各号の定める見舞金支払事由の発生した日の属する月の翌月末日までに、保証会社所定の見舞金請求書を保証会社へ提出しなければならない。又、早期解約見舞金の場合は原契約の解約申入書、空室見舞金の場合は借借人の死亡事実の記載された住民票、火災見舞金の場合は消防署発行の罹災証明書・被害箇所の写真を、その他保証会社から要請があればその書類を、当該見舞金請求書に添付しなければならない。

第2条（見舞金を支払わない場合）

保証会社は、日本セーフティー賃貸保証サービス契約第21条（免責要件）に該当する場合、賃貸人が前条第2項に反した場合、又は、前条の見舞金請求書に不実の記載がある場合、見舞金を支払わない。又、この他、早期解約見舞金については下記1号から4号に該当した場合、空室見舞金については下記5号及び6号に該当した場合、火災見舞金については下記7号及び8号に該当する火災について、見舞金を支払わない。

早期解約見舞金

1. 借借人が原契約を不履行し、家賃を滞納している場合。
2. 本物件における瑕疵の修繕義務が履行されない等、借借人の解約申入れが、賃貸人の帰責事由によると保証会社が判断した場合。
3. 賃貸人又は借借人に1年以内の短期賃貸借希望があった場合。
4. 本物件が住居専用物件でない場合。

空室見舞金

5. 借借人死亡時に同居人がいる場合。
6. 地震、火災、その他の天災、戦争、内乱、放射能汚染等これらに類似の事変、暴動、秩序の混乱に起因して借借人が死亡した場合。

火災見舞金

7. 借借人又は連帯保証人の故意又は重大な過失又は法令違反に起因する火災。
8. 地震、噴火、又は戦争、内乱、核燃料物質に関する事故その他これらに類似の事変、暴動、秩序の混乱に起因する火災。